

令和3年度善意銀行助成金

ご案内

1 目的

高齢者、障がい者、子ども等への直接的な支援や地域における支え合いの仕組みづくり等の地域福祉活動を展開する資金の確保が困難と認められる団体に対して、その一部を助成することで地域福祉の推進を図ることを目的としています。

2 募集期間 令和3年6月1日～6月30日

3 申請・配分決定

- (1) 申請は、下記の項目にご留意のうえ別添の「配分金交付申請書」に記入し、添付書類とともに下記の提出先へ提出してください。
- (2) 助成については、7月中旬に配分委員会の審査によって決定いたします。

4 配分対象団体

1年以上の継続した活動実績があり、必要な資金の確保が困難かつ、原則として当年度及び前年度に配分実績のない県内の団体に対して配分します。(※なお本年度は、子ども食堂を対象とする助成事業を別途予定しております(秋頃案内予定)。ついては、子ども食堂を運営する皆様方につきましては、そちらをご活用ください。)

5 配分対象事業

- ① 高齢者、障がい者、子ども等への直接的な支援や地域における支え合いの仕組みづくり等に関する事業で、先駆的若しくは波及効果が期待できる地域福祉活動事業を対象とします。
- ② 大会の開催経費及び通常の運営費などについては配分対象外とします。

6 配分対象経費

上記の配分対象事業を実施するために真に必要な経費(備品消耗品費、賃借料、印刷製本費及び通信運搬費等)であり、人件費は対象外となりません。

7 配分金額

1事業につき10万円が限度となります。ただし、同一団体の申請につきましては、1事業に限ります。

8 報告・公表

配分を受けた団体は、配分事業完了報告書を事業完了（精算完了）後、2ヶ月以内に提出していただくことが必要となります。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

総務・企画情報部 担当：衛藤

TEL：097-558-0300